

横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者の指定に関する要綱

制 定 平成 17 年 8 月 10 日 福高施第 245 号（局長決裁）
最近改正 平成 22 年 1 月 12 日 健高施第 2950 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市の設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの指定管理者を公正かつ適正に指定するために必要な事項を定める。

（募集）

第 2 条 市長は、横浜市老人福祉施設条例（昭和 38 年 12 月横浜市条例第 43 号。以下「条例」という。）第 4 条第 2 項の規定により、横浜市の設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 老人ホームの概要
- (2) 応募の資格（以下「応募資格」という。）
- (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 選定の基準及び手順
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 運営経費に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (9) 申請に必要な書類の内容
- (10) その他健康福祉局長が必要と認める事項

（申請書類）

第 3 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、あらかじめ定められた期日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市老人福祉施設条例施行規則（昭和 40 年 8 月横浜市規則第 76 号）第 6 条第 1 項に定める指定申請書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記簿謄本
- (4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 老人ホームについての事業計画書
- (6) 老人ホームの管理運営費提案書及び管理に関する業務の収支予算書
- (7) 法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書（過去 2 年分）
- (8) 現在の組織、人員体制を示す書類（就業規定・給与規定等）
- (9) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、健康福祉局長が必要と認める書類

（選定方法及び選定基準）

第 4 条 市長は、前条の申請をした法人のうちから、次に掲げる選定の基準に照らし、老人ホームの管理運営を行うに最も適当と認める申請者を指定管理者となるべき法人として選定するものとする。

- (1) 老人福祉法及び介護保険法に定める設置理念に基づく運営が図られること。
- (2) 個々の入所者に合わせた処遇が実施できること。
- (3) 利用者のニーズに合わせた事業が実施できること。

- (4) 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (5) 指定期間中安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。
- 2 市長は、前項の選定に当たっては、次条に定める横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(指定管理者選定委員会)

第5条 老人ホームの指定管理者の選定について市長に意見を述べるため、横浜市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

- 2 選定委員会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 3 選定委員会は、必要があると認める場合には、学識経験者や市民の代表等から意見を聞くことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(選定結果の通知)

第6条 市長は、指定管理者を選定したときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第7条 市長は、前条の規定による通知をした後、被選定者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じ、指定管理者となるべきものを選定しなおす必要性が生じたときは、申請者(被選定者を除く。)の中から再度指定管理者となるべき法人を選定しなければならない。

(選定結果の報告)

第8条 市長は、被選定者を選定したときは、指定管理者の指定議案を議会へ提出する手順をとるものとする。

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、指定管理者の指定を受けるときは、市長と老人ホームの管理に関する協定を締結しなければならない。

- 2 前項の協定で定める事項は、次のとおりする。
 - (1) 指定期間に関する事項
 - (2) 第3条第5号の事業計画書に記載された事項
 - (3) 運営経費に関する事項
 - (4) 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
 - (5) 事業報告に関する事項
 - (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - (7) その他健康福祉局長が必要と認める事項

(指定の取消等)

第10条 市長は、次に掲げる場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の管理業務又は経理状況に関する報告若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(その他)

第 11 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。